

こんなときに こんな年金が 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせ、原則として25年以上の人が、65歳から受けられます。



厚生年金保険や共済組合に加入したことがある人は、老齢基礎年金にそれぞれの制度から掛け金に応じた額を上乗せして支給されます。

障害基礎年金

国民年金に加入している間に、病気やけがで2級以上の障がい者になった人に支給されます。受給者になった人に子どもがいる場合は、子どもの数により加算されます。加算期間は、子どもが18歳（障がい者は20歳未満）になる年度末までです。



遺族基礎年金

国民年金に加入している人や、老齢基礎年金を受け取る資格のある人が亡くなったときに、その人に生計を支えられていた子どもや子どものいる配偶者に支給されます。受給期間は、子どもが18歳（障がい者は20歳未満）になる年度末までです。子どもの数により加算されます。



寡婦年金

老齢基礎年金を受け取る資格のある夫が、年金を受け取る前に亡くなった場合に、婚姻期間が10年以上あった妻に支給されます。受給期間は、60歳から65歳になるまでです。年金額は、夫が受け取ることができた老齢基礎年金の4分の3の額です。



年金記録問題に 適切な対応を

ことし4月から年金を受給しています。4月は入学式シーズン。孫がちょうど高校に入学したので、年金の一部を孫の入学祝金として贈りました。社会保険庁の年金記録の紛失などが、とても大きな問題になっています。幸いにしてわたしが納めてきた保険料はきちんと処理されていましたが、まじめに納めてきた人たちが悲しむことがないように、国の適切な対応を望みます。



さとう すみこ
佐藤 寿美子 さん
(江刺区・65歳)

年金制度が 崩壊しないように

40年間欠かさず納めてきた保険料。初めて受給するときはとても楽しみです。通帳記帳に行きました。年金制度は、今の高齢者を若い世代が支え、その若い世代が高齢者になったら、次の若い世代が支えるという社会全体で高齢者を支えていく大切な制度です。納付を忘れている人たちは、自分が高齢になったとき支えてもらうためにも、きちんと保険料を納めることをおすすめします。



あいさい えいこ
安齋 栄子 さん
(前沢区・65歳)

頼りになります 国民年金

保険料を欠かさず納め、ことしから年金を受給している皆さんに年金制度について考えていることを聞きました。

保険料納付率 低下に思う

年金保険料の納付率が低下しているという内容をよくテレビや新聞で目にします。年金制度に無関心な人や保険料を納めることへの意識が低い人がいるでしょう。しかし中には、納めたくても経済的に不安定なため納めていない人も多いと思います。不景気が続き、十分な仕事もない状態の昨今。納付率を上げるための根本的な解決策の1つは、不景気を解消することだと思います。



わたなべ いちお
渡邊 一夫 さん
(水沢区・65歳)

20歳から60歳まで
すべての人が加入

国民年金は、20歳になったら職業や収入に関係なく、国民全員が加入しなければならない制度です。国民年金の被保険者は、加入の方法と保険料の負担で、次の3つに分けられます。

《第1号被保険者》

20歳以上60歳未満の人で、農業や自営業、学生など、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入していない人が該当します。保険料は、自分で納めることになります。会社などを辞めた時には、必ず市役所に届け出てください。

《第2号被保険者》
会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している人が該当します。保険料は、給料から引かれていますので、個人で納める必要はありません。

納め忘れをなくす 口座振替が便利

第1号被保険者は、国民年金保険料を自分で納めなければなりません。社会保険庁から送られる納付書で、毎月金融機関に納めるのが基本です。納めていないと、障がいや死亡の事故にあった場合に、年金が受けられないことがあります。納め忘れや納付の手間を省く方法として、前納や口座振替があります。前納は、1年分半年分を一括して支払う方法です。前納の場合、複利計算で年4・0%の割り引きがありますので、とてもお得です。口座振替は、

金融機関の預金口座から自動的に引き落としされます。保険料を納めることが困難な人には、保険料の納付が免除される制度もありますので、気軽にご相談してください。

社会保険庁からのお知らせ

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください

■緑色の封筒でお届けしています

ことし4月から5月までの間に、すべての年金受給者に「ねんきん特別便」をお届けしています。3月までに青色封筒で届いた人は年金記録にもれがある可能性が高い人です。

■年金記録の確認をお願いします

年金記録に「もれ」「間違い」がある場合も、ない場合も必ず回答してください。正しい年金記録に変われば年金額が増える可能性があります。

■平成8年以前に旧姓で年金に加入していた人は注意してください

結婚などにより氏名を変更している人の記録が、いわゆる持ち主不明の「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。これらの記録は、皆さんの申し出で速やかに記録と結びつけることができるので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ 本庁市民課
国民年金係（内線214）、各
総合支所国民年金担当課